

社会福祉法人陽気会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人陽気会（以下「法人」という。）定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 理事及び監事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員 役員のうち常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 理事（専門職理事）（以下「専門職理事」という。）
非常勤役員のうち弁護士・公認会計士等の専門資格保持者あるいはそれに準じる知識と見識を持った者をいう。
- (5) 報酬等 報酬、賞与、その他職務執行の対価として受け取る財産上の利益、及び退職慰労金のことをいい、その名称を問わない。また費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 旅費 職務執行に伴い発生する交通費、宿泊費、日当をいう。
- (7) 費用 職務執行に伴い発生する手数料等必要経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、職務執行の対価として、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与、退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員については、報酬を支給する。賞与、退職手当は支給しない。
- (3) 評議員については、報酬を支給する。賞与、退職手当は支給しない。
- (4) 前三項に関わらず、役員等のうち当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している者については、本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める範囲内で理事会において定めるものとする。

- (1) 報酬及び賞与 別表第1に定める額
 - (2) 退職手当については、別表第2に定める算式により算出される額
- 2 非常勤役員に支給する報酬等の額は、別表第3及び第4に定める額
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬及び賞与 職員の給与に関する規程に準じて支給

(2) 退職手当については、任期満了、辞任、死亡により退職した日から3か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

但し、業務執行理事、専門職理事の場合は職員の給与に関する規程に準じて支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額、および本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(旅費)

第6条 役員等が業務執行において出張する場合は、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊費、日当）を支給する。

(費用)

第7条 役員等の業務執行において必要な手数料等の費用については、実費を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員、業務執行理事、専門職理事に就任した者には、就任日から報酬を支給する。

2 常勤役員、業務執行理事、専門職理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月途中における就任、退任、又は解任の場合は、日割により計算する。

(公表)

第9条 当法人は、この規程を、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成29年6月22日より施行する。

別表第1 (常勤の理事の報酬及び賞与)

役職等	報酬の額 (賞与を含む)
理事長	年額 12,000 千円
業務執行理事	年額 8,000 千円

※常勤の理事の報酬月額、報酬総額 (賞与を含む年額) が上記の限度額を超えない範囲内で、別表の俸給表のうちから理事会において決定する。

※常勤の理事の賞与は、「報酬月額×支給月数」とし、支給月数は職員の賞与の支給基準に準じる。

別表第2 (常勤の理事の退職手当算定式)

最終報酬月額×在任年数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第3 (非常勤の業務執行理事及び専門職理事の報酬)

役職等	報酬の額
業務執行理事	年額 4,800 千円
専門職理事	年額 4,800 千円

※非常勤の業務執行理事及び専門職理事の報酬月額は、報酬総額 (年額) が上記の限度額を超えない範囲内で、別表の俸給表のうちから理事会において決定する。

※非常勤の業務執行理事及び専門職理事には賞与は支給しない。

別表第4 (上記以外の非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

役職等	報酬の額
理事会等会議への出勤	日額 20,000 円 (手取り額)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 20,000 円 (手取り額)

(2) 監事

役職等	報酬の額
監事監査への出勤	日額 20,000 円 (手取り額)
理事会等会議への出勤	日額 20,000 円 (手取り額)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 20,000 円 (手取り額)

別表第 5 (評議員の報酬)

役職等	報酬の額
評議員会への出勤	日額 20,000 円 (手取り額)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	日額 20,000 円 (手取り額)

<別表>

俸給表

号棒	報酬月額
1	100,000 円
2	150,000 円
3	200,000 円
4	250,000 円
5	300,000 円
6	350,000 円
7	400,000 円
8	450,000 円
9	500,000 円
10	530,000 円
11	560,000 円
12	590,000 円
13	620,000 円
14	650,000 円
15	680,000 円
16	710,000 円
17	740,000 円
18	770,000 円
19	800,000 円
20	830,000 円
21	860,000 円
22	890,000 円
23	920,000 円
24	950,000 円
25	980,000 円